

申告と納税は正しくお早めに

申告書の作成・提出の方法

申告会場は混雑します。確定申告書は「申告書の手引き」や「国税庁ホームページ」などを参考に、自分で申告書を作成してはいかがでしょうか。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することで、簡単に確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書を印刷し、税務署へ郵送もしくは持参することで提出することができます。

☆所得税の確定申告書送付先

〒475-8686
半田市宮路町50-5
半田税務署 ☎(21)3141



町県民税の申告書についても「町民税・県民税申告書の書き方について」を参考に自分で申告書を作成し、役場宛へ郵送もしくは持参することで提出することができます。

☆町県民税申告書の送付先

〒470-2292
阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町役場税務課住民税係
☎(48)1111 (内220・302・305)

申告時に必要なもの

申告する方は所得や申告の内容に応じて必要な書類を用意してください。

- ◎給与所得や年金、原稿料の収入などがある方
 - ▽源泉徴収票
 - ▽報酬明細書
- ◎営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
 - ▽収支内訳書
- ◎配当所得のある方
 - ▽配当などの支払通知書
- ◎一時所得、譲渡所得などのある方

- ▽支払明細書や売買契約書などの書類
- ◎医療費控除を受ける方
 - ▽医療費の明細書（集計表）
 - ▽医療費の領収書
 - ▽保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ◎社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方
 - ▽各種保険料の払込（控除）証明書
- ◎住宅ローン控除を受ける方
 - 取得した住宅の種類により必要な書類が異なります。詳しくは半田税務署へお問い合わせください。
- ◎雑損控除を受ける方
 - ▽り災証明書
 - ▽被害資産の内容・状況などの分かるもの
 - ▽被害資産の取り壊し費用などの明細と領収書
 - ▽保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ◎寄附金控除を受ける方
 - ▽特定寄附金などの受領書
- ◎所得税が還付になる方
 - ▽申告者本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（還付になるかどうか分からない場合は念のためご持参ください。）



※ 収支内訳書や医療費の集計表は、事前に作成してください。申告会場の職員が作成することはできません。

税務署員を装った不審な電話にご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり「アンケート」や「年金受給調査」と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

不審な電話があった場合には即答を避け「相手の所属部署」「氏名」「電話番号」を確認して一度電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■問い合わせ先 半田税務署総務課 ☎(21)3141

所得税の確定申告提出はe-Taxをご利用ください

自宅のパソコンから申告などの手続きができます。

「e-Tax」で所得税の申告をすると、次のような利点があります。

- ▽添付書類の提出省略
 - ▽還付がスムーズ
 - ▽24時間受付
- 詳しくはホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

e-Taxを利用するためには、「電子証明書」が必要になります。インターネットに接続可能なパソコンとICカードリーダー/イタも必要です。

電子証明書（公的個人認証サービス）

■取得方法 住民福祉課窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、電子証明書発行申請を行うことで取得できます。

■取得（更新）に必要なもの

▽本人確認のできるもの（運転免許証、パスポート、住基カードなど官公署が発行した顔写真付き証明書）

※ 住基カードを新規取得されるときに、複数必要な場合があります。

▽更新する電子証明書が格納された住基カード（電子証明書を更新される方）

▽印鑑（住基カードを新規取得される方）

■発行手数料 ▽住基カード500円 ▽電子証明書500円

■問い合わせ先 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111 (内225)

詳しくはホームページ（<http://www.jpki.go.jp/>）をご覧ください。